

令和 8 年 7 月 3 0 日

回 答 書

令和 8 年度 川崎市駐車場マネジメント推進業務委託公募型プロポーザルへのご質問に対し、以下のとおり回答いたします。

No.	質問箇所	質問内容	回答
1	業者選定実施要領 「5 参加資格」(7)	他官庁には、国の機関（国土交通省等）は含みますでしょうか。	「他官庁（神奈川県内政令市又は東京都 23 区内）」のため、国の機関は含みません。
2	（様式 3） 類似業務実績調書	類似業務実績調書に記載する同種、類似の業務実績について、掲載できる件数をご教示ください。 また、様式 3 に記載する同種、類似業務の条件について、「5 参加資格」の（7）の条件のうち、「他官庁（神奈川県内政令市又は東京都 23 区内）」も条件となりますでしょうか。	「類似業務実績調書」の様式に記載可能な件数（最大 5 件）としてください。 また、本調書を含む参加表明書類一式により、参加資格の該当を確認するため、業者選定実施要領「5 参加資格」(7) の他官庁（神奈川県内政令市又は東京都 23 区内）に該当する実績を記載してください。
3	（様式 3） 類似業務実績調書	「業務概要を補足する資料があれば併せて提出すること」とありますが、公表資料がない場合は、補足資料は提出しなくてよろしいでしょうか。	公表が可能な範囲での提出で問題ございません。

4	業者選定実施要領 「6 参加申込に関する手続き及び書類」(4)	企画書の提出枚数について上限 20 枚とありますがこちらは両面印刷可能でしょうか。 また、A 4 で両面印刷の場合 40 ページという理解でよいでしょうか。また A 3 で両面の印刷の場合も、40 ページという理解でよいでしょうか。	片面 20 枚としてください。 なお、A 4, A 3 のどちらの場合も片面 20 枚となります。
5	仕様書 3. (1) ア. 川崎駅東口地区実態把握調査 「本業務において実施する実態把握調査概要」	・今回、調査対象となっていない、「21-2 番バス乗り場（バス停併用）」、「駅前広場」の公共荷さばき場については、調査は不要という認識でよろしいでしょうか？また不要な場合、これら 2 箇所については、過年度に荷さばき場の利用状況調査を実施済みでしょうか？	川崎駅周辺の 5 か所の公共荷さばき場の内、調査箇所に指定していない「21-2 番バス乗り場（バス停併用）」、「新川通り」、「駅前広場」については、令和 6 年度東京都市圏物資流動調査（川崎駅東口地区地区物流調査）にて、利用台数や横持ち等に関する調査を実施しております。 なお、調査の要否につきましては、ご提案いただく内容に応じて検討される事項と考えております。
6	仕様書 3. (1) イ. 荷さばきスペースの整備重点箇所の選定 「本市で過年度に実施した以下に示す調査資料等を活用し、…」	・「本市で過去 3 年間に実施した主な調査」（令和 5 年度川崎駅東口地区交通環境向上実証、令和 6 年度東京都市圏物資流動調査（川崎駅東口地区地区物流調査）、川崎駅東口地区駐車対策推進計画改定に向けた調査（令和 6 年度及び令和 7 年度））の報告書等について、事前に閲覧させていただくことは可能でしょうか？	資料の閲覧を希望する場合は、担当部署宛てにお電話いただいた上で、窓口での閲覧の案内をさせていただきます。

7	仕様書 3. (3) イ. 附置義務駐車施設の利活用状況の調査・分析 「既存建築物のオーナーや管理者に対してアンケート調査を行う。」	・ 対象とする地区は川崎市内全域を想定していますか？ ・ 中央駐車場整備地区のみを対象と想定していますか？	本市の「川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」等の駐車場関連規定は市内全域を対象としていることから、今後のあり方や方向性を検討・整理するにあたっては、市内全域が対象となります。
---	--	--	---